

〔セカンドライフ専用定期預金〕

1. 商品名（愛称）	・セカンドライフ専用定期預金
2. 販売対象	・満55歳以上で退職金を受け取られたお客さま
3. 期間	・定型方式…1年 ※証書式 預入時の申出により自動継続（元金継続・元利継続）のお取り扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1口300万円以上、お一人につき総額2,000万円以内（限度額以内で複数回での預入可能） ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]1年ものの利率に0.050%を加えた利率を満期日まで適用します。 ・預入時における上乗せ利率は、金利情勢の変化等により変更になる場合があります。 ・自動継続後の利率は、継続日に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]1年ものの利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合、6ヵ月未満は解約時の普通預金の利率、6ヵ月以上1年未満は約定利率×50%の利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・証書式のみのお取り扱いです。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・優遇金利の適用は当初1年間です。 ・本商品は1店舗のみのご契約に限ります（複数店舗でのご契約はできません）。 ・ATM、インターネットバンキングでの作成はできません。 ・金利情勢の大幅な変化があった場合には、取扱いの中止や適用金利の変更をさせていただきます場合があります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。